

## 板橋区私立保育所施設設置経費助成実施要綱

(平成20年 3月31日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、賃借物件等を用いた区内私立認可保育所（以下「保育所」という。）の整備に要する経費の一部を、こども家庭庁の保育所等改修費等支援事業、東京都の賃貸物件による保育所等の開設準備経費補助事業及び待機児童解消区市町村支援事業を活用して区が予算の範囲内で助成することにより、保育所の設置を促進し、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

### (助成対象)

第2条 この要綱に基づく助成金の交付対象者は、賃貸物件を用いて保育所の本園又は分園の整備、定員の拡大又は老朽化に伴い必要となる整備を行う事業者のうち、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 申請日現在、設置者が特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと（個人の場合に限る）。

(2) 申請日現在、法人住民税を滞納していないこと（法人の場合に限る。）

2 この要綱に基づく助成金を受けて整備する施設は、次に掲げる要件を満たす施設とする。

(1) 令和4年度から令和6年度までの間に東京都福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）を受審していること。ただし、令和7年度以降に新規で開設する施設については、4月に開設する場合は開設する月の属する年度の末日までに、4月以外に開設する場合は開設する月の属する年度の翌年度の末日までにそれぞれ第三者評価を受審することとする。

### (暴力団等の排除)

第2条の2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成の対象としない。

(1) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

### (助成対象経費)

第3条 この要綱に基づく助成金の交付対象経費は、次に掲げるものとする。ただし、賃借物件については、保育所事業の継続性の確保を図るため、当該物件の賃貸借期間が10年以上のものとする。

(1) 賃借物件を用いて保育所の本園又は分園を整備し、保育所を実施する場合に貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金を除く。）にかかる費用（保育所を新たに整備するための内装工事等の着工日から当該保育所の開設日の前日までの期間に係る費用に限る。）

(2) 賃借物件を用いて保育所の本園又は分園の整備、定員の拡大又は老朽化に伴い必要となる設備整備及び改修整備等にかかる費用（建物の躯体工事費等を除く。）

### (助成基準額)

第4条 この要綱に基づく助成金の助成基準額は、次の各号に定める額とする。

(1) 前条第1号の経費

平成29年4月1日以降に新たに賃貸借契約を締結したもの 1施設あたり4,100万円

(2) 前条第2号の経費

本園の場合

ア 新設又は定員拡大の場合

利用(増加)定員19名以下 1施設あたり18,540千円

利用(増加)定員20名以上59名以下 1施設あたり33,372千円

利用(増加)定員60名以上 1施設あたり67,981千円

イ 老朽化対応の場合

1施設あたり33,372千円

分園の場合

ア 新設又は定員拡大の場合

利用(増加)定員19名以下 1施設あたり11,124千円

利用(増加)定員20名以上 1施設あたり19,776千円

イ 老朽化対応の場合

1施設あたり19,776千円

(助成金の交付額)

第5条 この要綱に基づく助成金の交付額は、前条に定める助成基準額と、第3条に定める対象経費の実支出額とのうちいずれか少ない額を選定額とし、これに、次に掲げる助成率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 第3条第1号の経費 4分の3

(2) 第3条第2号の経費 4分の3

2 第3条第1号の経費は、東京都の賃貸物件による保育所等の開設準備経費補助事業の対象となる場合、次に定める額を加算して交付する。

(1) 前項の選定額に8分の1を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)

3 第3条第2号の経費は、東京都の待機児童解消区市町村支援事業の対象となる場合、次に定める額をそれぞれ加算して交付する。

(1) 第1項の選定額に8分の1を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)

(2) 第3条第2号に定める対象経費の実支出額(1㎡あたりの改修単価を182,000円として算出した改修経費に、設計料と設備整備費を加えた額を上限額とする。)が前条第2号に定める助成基準額を超える場合は、対象経費の実支出額から助成基準額を控除した額を選定額とし、これに8分の7を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)

(助成申請)

第6条 この要綱に基づく助成を受けようとする保育所の設置者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(別記第1号様式)、第3条第2号に該当する場合は、賃貸人承諾書(別記第2号様式)及び次項又は第3項に規定する書類を添えて区長に申請しなければならない。

2 第2条第1号に該当し、次のいずれかに該当する場合は、特別区民税及び軽自動車税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書(いずれも直近のもの。領収書の写しにあって

は、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て)を添付するものとする。

(1) 交付申請書(別記第1号様式)において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合

(2) 区外に居住している場合

(3) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

3 第2条第2号に該当する場合は、直近の法人住民税の領収書の写し又は納税証明書(非課税の場合は申告書(控)の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し)を添付するものとする。

(交付決定通知書等)

第7条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し、適当と認めた場合は、交付決定書(別記第3号様式)により、また、不適当と認めた場合は不交付決定通知書(別記第4号様式)によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により交付を決定するときは、助成金の交付を達成するために、申請に対して次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 助成金を助成事業本来の目的以外に使用しないこと。

(2) 助成金を適正に経理すること。

(3) 助成事業に係る物件は、原則として10年間は保育所として使用すること。

(4) 提出した書類等に変更があったときは、速やかに届け出ること。

(5) その他特に区長が定めた条件

(事業計画の変更)

第8条 前条の規定に基づく補助金の交付の決定を受けた者は、事情により補助金の額に変更が生じたときは、別記第5号様式及びその他区長が必要と認める書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 前条の規定に基づく補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(1) 事業の計画を変更しようとする場合において、補助金の額に変更が生じないとき。

(2) 事業を廃止しようとするとき。

(変更交付決定)

第9条 区長は、前条第1項の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査し、適正であると認めたときは別記第6号様式により、適正でないとき、別記第7号様式により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第10条 区長は、第7条による交付決定又は前条による変更交付決定を行った場合は、保育所を新設する場合にあつては当該保育園が認可された後に、分園の設置、定員の拡大又は老朽化に伴い整備をする場合にあつては当該設置及び変更に関する届出が受理された後に、交付決定を受けた者から請求書(別記第8号様式)及び必要な書類を徴し、支払うものとする。

(助成事業の完了時期)

第11条 助成事業は、当該年度内に完了しなければならない。

(事故報告)

第12条 助成事業が予定の期間内に完了しない場合、申請者はその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 助成事業の円滑適正な執行を図るため、申請者は必要に応じ助成事業の遂行状況について、区長に報告しなければならない。

(助成事業の遂行命令)

第14条 助成事業が助成金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区長は、助成事業を遂行すべきことを命ずることがある。

2 前項の命令に違反したときは、助成事業の一時停止を命ずることができる。

(完了報告書)

第15条 第7条による交付決定又は第9条による変更交付決定を受けた者は、助成対象の工事終了後、速やかに完了報告書(別記第9号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第12条の規定に基づき区長の承認を受け、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに別記第9号様式を区長に提出しなければならない。(確定通知等)

第16条 区長は、前条の報告を受けたときは、第7条による交付決定又は第9条による変更交付決定の内容等に適合するか否かを調査(必要に応じて現地調査等を実施する。)し、適合すると認めるときは、交付額確定書(別記第10号様式)により確定額を通知する。また、適合しないと認めるときは、申請者に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(決定の取消し)

第17条 区長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の目的に使用したとき。

(3) 助成金の交付の内容、又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後においても適用する。

(助成金の返還)

第18条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 第16条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときも前項と同様とする。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 助成金の交付を受けた者が、前条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部、又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合

とする。

- 4 第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

(財産処分等の制限)

第20条 助成金の交付を受けた者は、助成事業により取得し、又は効用が増加した財産を助成金の交付の目的及び条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、財産処分承認申請書(別記第11号様式)によりあらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、助成事業により取得し、又は効用を増加した後、別に区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(書類の整備保管)

第21条 助成金の交付を受けた者は、助成金と助成事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

第22条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに仕入控除税額報告書(別記第12号様式)により区長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等(以下この号において「本部等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 区長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。

(補 則)

第23条 この要綱に定めのないものは、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の定めるところによるものとする。

(その他必要な事項)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(平成28年度の特例)

- 2 平成28年度における第5条の適用については、同条第2項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」と、同条第2項第2号中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

付 則

この一部改正は、平成20年9月5日から施行し、平成20年7月20日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成21年10月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成22年2月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成25年10月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この一部改正は、平成27年3月16日から施行する。

2 平成26年度の特例

平成26年度における第5条の適用については、同条第3項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」と、同項第2号中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

付 則

1 この一部改正は、平成28年3月14日から施行する。

2 平成27年度の特例

平成27年度における第5条の適用については、同条第3項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」と、同項第2号中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

付 則

1 この一部改正は、平成30年3月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 平成29年度の特例

平成29年度における第5条の適用については、同条第3項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」と、同項第2号中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

付 則

1 この一部改正は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 平成30年度の特例

平成30年度における第5条の適用については、同条第3項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」と、同項第2号中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

付 則

1 この一部改正は、令和2年3月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

2 令和元年度の特例

令和元年度における第5条の適用については、同条第3項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」と、同項第2号中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

付 則

1 この一部改正は、令和3年3月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 令和2年度の特例

令和2年度における第5条の適用については、同条第3項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」と、同項第2号中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

付 則

1 この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

1 この一部改正は、令和4年2月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 令和3年度の特例

令和3年度における第5条の適用については、同条第3項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」と、同項第2号中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

付 則

1 この一部改正は、令和5年3月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 令和4年度の特例

令和4年度における第5条の適用については、東京都の待機児童解消区市町村支援事業補助要綱（令和5年3月1日4福保子保第4046号）に定める補助率引き上げ要件のうち

二つ以上が該当する場合、同条第3項第1号中「8分の1」とあるのは「16分の3」と、同項第2号中「8分の7」とあるのは「16分の15」とする。

付 則

この一部改正は、令和7年2月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、令和8年2月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。